

さぬき市監査委員公告第3号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公告します。

令和元年11月1日

さぬき市監査委員 元 山 清
さぬき市監査委員 間 嶋 三 郎

監査結果に基づく措置通知

平成30年度定期監査・行政監査

さぬき市監査委員

平成30年度定期監査監査・行政監査結果に基づく措置通知

結果 No.	区分	項目	対象組織	ページ
1	検討事項	金券等の管理簿の様式統一について	総務部 総務課	P1
2	委員意見	適切な人事管理及び労務管理等について	総務部 秘書広報課	P2
4	指摘事項	PRサポーター活動奨励金の検証等について	総務部 政策課	P3
6	指導注意 事項	金銭管理簿及び郵券受払簿の管理について	教育委員会事務局 学校教育課	P5
7	指導注意 事項	個人情報の管理について		P6

平成30年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	2018 (平成30)	年度	結果No.	1
監査結果の区分	検討事項	対象組織	総務部総務課	
指摘・意見等の項目	金券等の管理簿の様式統一について			
指摘・意見等の内容	<p>金券等の管理については、受払簿の訂正が多いものや訂正印が無いといった不適切な事務も見られたが、おおむね適正に管理されていた。</p> <p>しかし、郵券の受払簿の様式の統一が図れていないため、管理方法（受払数、残数、確認方法、確認印等）に差異がある。</p> <p>全庁的に受払簿の様式を統一し、管理方法も部署によって差異がないよう周知徹底されたい。</p> <p>また、駐車券のプリペイドカードについて、特別会計で管理しているものについて、一般会計の管理記録簿と様式が異なるものが見受けられたことから、市として様式の統一を図り同様の管理とされたい。</p>			

指摘又は意見等に対する措置状況等

所属課等 (対象組織)	総務部総務課
措置結果	<p>駐車場の利用に伴うプリペイドカードの管理記録簿については、関係部署に対し、本年6月から、これまで差異のあった様式を総務課が使用しているものに統一するよう周知した。また、郵券の受払簿については、関係部署に対し、年度途中での切換えで混乱を来さないよう、年度内を目途に、これまで差異のあった様式を総務課が使用しているものに合わせ、管理方法も統一するよう依頼した。</p>

平成30年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	2018 (平成30)	年度	結果No.	2
監査結果の区分	委員意見	対象組織	総務部秘書広報課	
指摘・意見等の項目	適切な人事管理及び労務管理等について			
指摘・意見等の内容	<p>時間外勤務は、平成29年度、平成30年度ともに、総務部及び建設経済部の職員に多くみられる。 また、それ以外の部署でも特定の係に時間外勤務が多い傾向が見受けられる。 時間外勤務が多い、また休暇取得が少ない部署においては、安全衛生管理と人員配置に配慮を望むものである。</p> <p>また、専門性も大切ではあるが、同一部署が長期勤続の職員にはキャリアパス（経験を積み、新たな能力や技術を身につける等）の観点からも、特定の職員に業務が固定されないよう計画的な人員配置を検討されたい。</p> <p>人事管理（人事異動や評価等）及び労務管理（勤務時間や休暇管理等）においては、管理の効率化を図るためのシステム化も検討し、より適切な人員配置によって組織力の向上を図られたい。</p>			

指摘又は意見等に対する措置状況等

所属課等 (対象組織)	総務部秘書広報課
措置結果	<p>職員全体の時間外勤務の総時間数が増加傾向にあることを受け、昨年8月に「時間外勤務の縮減に係る指針」を策定し、全庁的に業務の効率化や職員の意識改革、組織マネジメント力の向上に努めることで、長時間労働の是正等に取り組んでいる。加えて、本年4月には、行政サービスの向上及び組織の効率化を目的とした組織機構の見直しを図り、限られた職員数の中で、より効率的な人員配置に努めているところである。</p> <p>今後においても、各部署の業務量等を的確に把握し、市民サービスの質の確保や財政状況も考慮しながら、適材適所の人員配置に取り組むなかで、特定の職員に特定の業務が長期に固定されることのないよう、キャリアパスの観点も踏まえ、計画的な人事管理に努めていきたい。</p>

平成30年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	2018 (平成30)	年度		結果No.	4
監査結果の区分	指摘事項	対象組織	総務部政策課		
指摘・意見等の項目	PRサポーター活動奨励金の検証等について				
指摘・意見等の内容	<p>「奨励金」とは、特定の事業を保護・奨励するために交付される金銭であり、補助金、助成金、給付金等と呼ばれる場合もある。</p> <p>さぬき市PRサポーター活動奨励金交付要綱（以下、「要綱」という。）は、さぬき市補助金交付規則の下で規定される要綱であると解する。</p> <p>要綱施行（平成24年10月）以降に認定されたサポーターは6団体であるが、平成30年度は2団体である。そのうち、当初から今年度までの間で奨励金交付団体は1団体（同一団体）のみとなっている。</p> <p>要綱第4条第1項では、団体の県外活動には5万円以内の奨励金額が定められているが、その交付団体へは次の金額が交付されている。</p> <p>平成28年度 71万9千円（確定額） 平成29年度 100万円（確定額） 平成30年度 100万円（交付決定額）</p> <p>上記の交付額は、要綱第4条第2項の「特に市のイメージアップ及びPR効果に貢献すると認め、市長が別に定める額」として、平成28年度において「今回に限り」との限定措置として71万9千円の交付決定がされた経緯があるが、その後、平成29年度及び平成30年度は100万円の交付決定がされ、それらの額は第1項に規定する基本的な額（5万円）の14倍から20倍となっている。</p> <p>奨励金交付団体が、当初から現在まで同一の1団体のみであること、さらに要綱第4条第1項に定める基本的な交付額から大幅に増額された額で継続的に支出されており、公平性に欠ける。</p> <p>また、地方自治法では、市は予算の執行の適正を期するため、補助金等の交付を受けた者（終局の受領者を含む。）に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができること（第221条第2項）が定められている。</p> <p>要綱の目的は、市民にも賛同と理解を得られるものであると考えるが、PR活動の効果がさぬき市にどのように発揮されているものかの検証が行われていない。</p>				

	<p>PR活動の効果などはすぐに発揮されるものではないと理解するが、市が期待する効果が発揮されるまでの期間や効果指標を定め、公金支出の公益性及び有効性を検証されたい。</p> <p>補助金等は公益上必要な場合に支出できる現金給付であり、公共の利益の維持・向上に寄与するものでなければならない。</p> <p>市全体で補助金の見直しに取り組んでいる中で漫然と支出されることがないように、公平性を確保されたい。</p> <p>なお、さぬき市補助金等交付規則第18条では、3年を超えない範囲で補助金等の充実、整理、統合、廃止その他の見直しに努めなければならないと規定されていることを申し添えるものである。</p>
--	---

指摘又は意見等に対する措置状況等

所属課等 (対象組織)	総務部政策課
措置結果	<p>本奨励金は、市PRサポーターとして認定した個人又は団体が、市に関するPR活動を様々な機会を通じて意欲的に行えるよう支援することを目的に奨励的補助金として交付するものである。また、当該PR活動が市のイメージや知名度の向上、地域間交流の促進等に資する公益的な性質を強く有するものであることを踏まえ、補助率を設けずに一定の範囲内で対象経費に充当できることを原則とするとともに、当該PR活動のうち特にPR効果に貢献すると認められるときは、例外的に別に定める額を上限とすることができるものとしているものである。</p> <p>奨励金の交付手続においては、毎年度、申請された内容を精査し、PR活動を行う場所や期間、イベントの規模などを勘案し、対象経費や金額の妥当性等を審査した上で交付しており、過去の交付実績に関しては、活動内容が本奨励金の目的に沿い、特に市のPR効果に貢献するものと認められることから、上記の例外的規定を適用し、さぬき市補助金見直し基準（平成26年10月27日改訂）に定める補助限度額の範囲内で所要の額を交付したものである。</p> <p>なお、「PR活動を行ったことによる市が期待する効果が発揮されるまでの期間や効果目標を定めること」は、事業の性質上困難であるが、今後は、活動内容や期待される効果、PRの成果などについてより具体的な報告を求めること等により、これまで以上に公金支出の公益性や有効性について検証を行うこととする。</p> <p>また、市に関するPR活動がより様々な機会において行われるよう、市PRサポーター制度の普及・広報に努めたい。</p>

平成30年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	2018（平成30）年度	結果No.	6
監査結果の区分	指導注意事項	対象組織	学校教育課 （小学校、中学校）
指摘・意見等の項目	金銭管理簿及び郵券受払簿の管理について		
指摘・意見等の内容	<p>金銭（郵券も金券であるため同様）は、定期的に学校長など管理者がチェックする体制をとるなど、嚴重及び慎重に取扱う体制を取られたい。</p> <p>また、金銭管理簿及び郵券受払簿の管理について、次のような不適切な点が見られたので改善されるとともに、管理簿の様式を統一するなど事務改善をされたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○領収書に領収年月日の記載がない。 ○金額の修正がされている。 ○記載事項が鉛筆書きである。 ○押印・金額の記載がない。 ○金銭管理簿が学校によって違い、管理が統一されていない。 ○管理簿と通帳の金額が一致しない。 ○長期間、管理簿の記載がない。 ○郵券受払簿に残量及び残金金額の記載がない。 ○備品シールの貼付がない。 		

指摘又は意見等に対する措置状況等

所属課等 （対象組織）	学校教育課 （小学校、中学校）
措置結果	<p>金銭及び郵券の管理については、今年度から半年ごとに各校長が確認を行う体制を取ることとしている。</p> <p>また、各学校が管理している学校諸費等用の金銭管理簿については、今年度中に様式を統一することとし、統一後の様式は令和2年度から使用する。なお、記載漏れ、管理簿と通帳の金額の不一致等、指摘があった事項について改善を図るよう各学校に対し、周知及び指導を行っている。</p>

平成30年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	2018 (平成30) 年度	結果No.	7
監査結果の区分	指導注意事項	対象組織	学校教育課 (小学校、中学校)
指摘・意見等の項目	個人情報の管理について		
指摘・意見等の内容	金銭管理簿には必要がないと思われる個人情報も一緒に保管されているところがあった。生徒の個人情報については、厳重に保管管理をされたい。		

指摘又は意見等に対する措置状況等

所属課等 (対象組織)	学校教育課 (小学校、中学校)
措置結果	金銭管理簿には必要がない個人情報については、別に管理する。